

「知ってる？^{は ら かん が い せき}幡羅官衙遺跡」



No.10 郡役所の実務

郡役所では、郡司が中心となって郡内の統治と取り締まり、公文書の作成や審査、税の收取に関わる事務などが行われていました。こうした事務を遂行し、郡役所を運営するために、数多くの郡雑任（正式の役人ではない下級職員）が働いていたことが、『類聚三代格』という平安時代の法令集の中に記されており、書生・案主・鎔取・税長・徴税丁・調長・服長・庸長・庸米長・厨長・^{く し} 驅使・^{うつわづくり} 器作・^{ぞうし} 造紙丁・^{すみやき} 採松丁・^{さいそう} 炭焼丁・^{えきでんしほせつてい} 採藁丁・^{でんば} 駅伝使舗設丁・伝馬長などがいます。これらの職名から推し量ると、郡役所を運営するために必要な燃料・物品・食料などのほとんど全てを郡役所の中で賄っていたことがわかります。そして、それぞれの行政分掌組織は、官僚的に機能していました。

幡羅官衙遺跡では、郡役所の主要施設である正倉・郡庁・館・厨家ではない建物群が規則正しく配置されているのが確認されており、こうした様々な実務を行うための施設と考えられています。



今回は、多賀城で出土した「幡羅郡」です。
お楽しみに。